

法第34条第7号審査基準

1 開発区域

開発区域は、市街化調整区域内に現に存する工業（日本標準産業分類大分類Eの製造業をいう。）の用に供されている工場施設（以下現に存する工場施設という。）の隣接地を原則とする。

2 予定建築物の用途等

自己の業務の用に供するものであり、次のいずれかに該当する関連事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物であること。

- ① 自己の事業の原材料又は部品の50パーセント以上を、現に存する工場施設における事業の生産物の中から受け入れること。
- ② 自己の事業の生産物の50パーセント以上を、現に存する工場施設における事業の原材料又は部品として納入すること。
- ③ 現に存する工場施設における事業の原材料又は部品の50パーセント以上を自己の事業における生産物の中から納入すること。
- ④ 現に存する工場施設における事業の生産物の50パーセント以上を自己の事業における原材料又は部品として受け入れること。

3 予定建築物の規模

予定建築物の規模は、次のいずれかに該当すること。

- ① 用途地域の指定のない区域にあつては建ぺい率60%（建築基準法第53条第3項第2号に該当するものは70%）以下、容積率200%以下、高さ10メートル以下（「高さ」とは、建築基準法施行令第2条第1項第6号に規定するものをいう。）であること。なお、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成12年法律第73号）による附則第7条が適用された場合は、これによるものとする。
- ② 用途地域の指定のある区域にあつては、それに適合しているものであること。

附則 この基準は平成15年8月1日より施行する。

なお平成15年7月31日までに開発許可の申請を受理したものについては、従前の例によることができる。

附則 この基準は平成19年11月30日より施行する。

附則 この基準は平成28年4月1日より施行する。